

○ 長期信用銀行法第十三条の二第六項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十六号）

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第六条 法第十三条の二第九項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第十一条 法第十六条の四第六項の場合において、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務</p>	<p>（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第六条 法第十三条の二第六項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第十一条 法第十六条の四第三項の場合において、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務</p>

を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。